

# 東海ミドルボートクラブ規約

- 第1条 (名 称) 本クラブは東海ミドルボートクラブと称する。
- 第2条 (事 務 局) 本クラブは事務局を事務局長宅に置く。
- 第3条 (目 的) 本クラブは外洋艇(ミドルボートクラス \*第12条)のオーナーを以って組織し、ヨットレースを通じて帆走技術の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (会 員) 本クラブの会員はJSAF外洋東海所属艇オーナーで、本クラブに入会申込したもので構成する。
- 第5条 (役 員) 本クラブは次の役員を置く。(任期は1年として再任を妨げない。)  
会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 会計 1名 理事 若干名 相談役・会計監査 若干名
- 第6条 (会 議) 会議は総会、役員会、親睦会とする。  
総会は事業計画案、収支決算案を承認する。  
議決権は会員艇1艇につき、1票とする。  
決議は出席者の過半数を以って、決定する。
- 第7条 (役員を選出) 役員を選出は総会にて決定する。  
役員は会員及び会員艇関係者から選出する。
- 第8条 (会 費) 入会金、年会費は無料、レース収支で運営する。
- 第9条 (会議の開催) 本クラブは年1回定時総会を毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催(メール送信、確認議決)し、親睦会は適時これを招集する。
- 第10条 (役 員 会) その他必要事項については、役員会にて決定する。
- 第11条 (事業年度) 本クラブの事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。
- 第12条 (定 義) ミドルボートクラスとは全長7.9m以上11m未満の艇とする。
- 第13条 (入会、退会) 入会申込書の提出を以って、入会とし。退会の意思表示を以って退会とする。  
入会申込書の内容に変更があった際は、速やかに変更内容を事務局に申し出る。
- 第14条 (解 散) 会の解散は総会で決定する。

付則 2012年1月22日より実施する。  
2018年2月17日改定実施する。  
2019年4月 1日改定実施する。  
2022年12月21日改定実施する。

## 2022新役員

会長 1名 長坂 収  
副会長 若干名 松岡啓介  
事務局長 1名 松岡啓介 事務局長は松岡が兼任する。  
会計 1名 沢田一彦  
理事 若干名  
相談役・会計監査 若干名 大島茂樹 中村 孝

## 2022事業計画

- ① クラブの再出発、活性化
- ② 会員名簿の整備、規約の改定
- ③ 2023全日本選手権開催準備